

第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県中央植物園
指定管理者	公益財団法人 花と緑の銀行
指定管理期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日(5ヶ年間)
評価対象年度	令和4年度、令和5年度
所管課	森林政策課

評価年月：R6年 12月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・利用者の増加・サービスの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.3
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.3
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	3.0
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	3.0
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.8
		安全管理対策が事業計画どおり行われているか	2.3
3 施設の効率的な管理(条例第4条第2号)	施設に係る経費節減策(収支状況)	収支状況に問題は無い	2.0
4 公の施設の管理を適切かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成(条例第4条第3号)	指定管理者の財政的基礎及び信用力 指定管理者の人的構成	指定管理業務を安定確実に行うだけの経営基盤を維持しているか	2.0
		施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)、が確保されているか(防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制を含む)	2.0
		職員の指導育成、研修体制は十分か	2.8
総合評価			A

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞での連載やSNSを活用し、県民への植物の知識の向上や普及に貢献している。 ・開園(H5)から30年以上経過し、老朽化した施設・設備を適切に維持管理し、破損時には緊急で対応している。
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化が進む中、入園料の対象となる方々がリピーターとなる取組みの考案。(例えば、学生や民間企業とコラボした商品の企画・販売など。)

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	・協定書に基づき、毎月、月上旬に欠かさず報告されている。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	・施設の老朽化対策など、必要に応じて、担当者が現地確認を行っている。
指定管理者との連携状況は適切か	・必要に応じて適宜連絡調整や運営状況等の聞き取りを行っており、連携状況は適切である。
モニタリングは適切に実施されているか	・指定管理者が行うアンケート結果や苦情受付の報告を受けており、適切に実施されている。